

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 693 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 693 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 5 年 6 月 21 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

## 大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 5 年 6 月 21 日（水） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長 13 番 久野 一弘

副会長 12 番 深谷 勝義

委 員 1 番 近藤 武

2 番 服部 啓子

3 番 濱島 守

4 番 本田 貴士

5 番 鈴木 広子

6 番 竹内 敬三

7 番 相羽 誠二

8 番 深谷 英一

9 番 神谷 登

11 番 加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

14 番 浅田 勲

15 番 大嶋 英二

16 番 加古 俊治

17 番 鈴置 省悟

18 番 深谷 幸子

19 番 山口 茂樹

・欠席委員

（農業委員） 10 番 成田 正彦

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし



・農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武  
事務局 下谷 敏信  
花田 佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第 693 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名中 12 名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員 6 名全員の出席をいただいております。

なお、10 番成田正彦委員から欠席の連絡を受けております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1 「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』から、日程第 8、報告第 7 号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』から、報告第 7 号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』までを、ご説明いたします。

始めに、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』をご説明します。市街化区域内において所有者自ら行う農地転用で、議案書 1 頁の 3 件です。畑が 4 筆で、転用面積は合計で 706.27 m<sup>2</sup>です。転用目的は、いずれも住宅です。

続いて、報告第 2 号『農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について』をご説明します。市街化区域内において権利の設定・移転を伴う農地転用で、議案書 2 頁から 4 頁までの 7 件です。畑が 5 筆、田が 3 筆で、転用面積は合計で 2,317.52 m<sup>2</sup>です。転用目的は、住宅が 4 件、宅地が 1 件、駐車場が 2 件です。

続いて、報告第 3 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出いただくもので、議案書 5 頁の 2 件です。畑が 4 筆で、合計で 966.00 m<sup>2</sup>の届出がありました。

続いて、報告第 4 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地の賃貸借契約に係る合意解約の通知で、議案書 6 頁から 7 頁までの 5 件です。畑が 14 筆、田が 1 筆で、合計で 14,266.16 m<sup>2</sup>の届出がありました。

続いて、報告第 5 号『使用貸借契約の解除通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地の使用貸借契約に係る合意解約の通知で、議案書 8 頁の 1 件です。畑が 1 筆で、799.00 m<sup>2</sup>の届出がありました。

続いて、報告第 6 号『農地改良届について』をご説明します。農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書 9 頁の

2件です。畑が4筆で、合計で3,939.82㎡の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準の全ての項目に適合しておりました。

最後に、報告第7号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』をご説明します。議案書10頁の2件で、畑が3筆、田が1筆の合計で1,135.21㎡の届出がありました。協議会にて、農政課職員より説明させていただいたとおり、農業用施設用地への用途区域変更となります。

以上の報告案件につきましては、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの報告第1号から報告第7号までについて、質問、意見はございませんか。

（質問、意見なし）

（久野一弘 議長）

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、日程第9、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の1件を上程します。事務局より説明してください。

（花井信武 事務局長）

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』をご説明します。

農地を農地として権利の設定、移転を行うもので、議案書11頁の大府市農業委員会許可案件の1件です。田が1筆で、724.00㎡の申請です。

この案件については、仮登記をした農地の営農を20年継続していましたが、許可要件の緩和により正式に手続きを行い、自己所有地としたうえで耕作を行いたいので、許可申請をするものです。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

（質問、意見なし）

（久野一弘 議長）

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、大嶋英二委員どうぞ。

（大嶋英二 委員）

1番の譲受人は、借地農地の耕作状況は良好で、従事日数等の要件は全て満たしておりますので、特に問題はありません。

（久野一弘 議長）

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 委員)

特に無いようですので、議案第1号を裁決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員挙手ですので、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第10、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の10件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の10件をご説明します。

市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書12頁から15頁までの愛知県知事許可案件の10件です。内訳は、畑が6筆、田が23筆で、転用面積は合計で13,439.03㎡の申請です。

始めに、1番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連坦している区域に近接する農地で、概ね10ha未満の農地の区域にあるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。なお、この案件は、今年3月の総会で、農振農用地区域除外案件として、ご審議していただいたものです。

次に、2番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに供する10ha以上の一団の農地の区域内にあるものに該当しますので、第1種農地と判断することができます。なお、この案件は、今年3月の総会で、農振農用地区域除外案件として、ご審議していただいたものです。

次に、3番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、1番の案件と同様の農地で、第2種農地と判断することができます。なお、この案件は、今年3月の総会で、農振農用地区域除外案件として、ご審議いただいたものです。

次に、4番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、1番の案件と同様の農地で、第2種農地と判断することができます。

次に、5番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、2番の案件と同様の農地で、第1種農地と判断することができます。なお、この案件は、今年3月の総会で、農振農用地区域除外案件として、ご審議いただいたものです。

次に、6番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、北崎インターから300m以内にある農地に該当しますので、第3種農地と判断することができます。

次に、7番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、1番の案件と同様の農地で、第2種農地と判断することができます。

次に、8番の案件は、介護施設を整備する目的で転用するものです。農地区分は、1番の案件と同様の農地で、第2種農地と判断することができます。なお、この案件は、今年3月の総会で、農振農用地区域除外案件として、ご審議いただいたものです。

次に、9番の案件は、資材置場を整備する目的で転用するものです。農地

区分は、1 番の案件と同様の農地で、第 2 種農地と判断することができます。

最後に、10 番の案件は、工場及び駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、1 番と同様の農地で、第 2 種農地と判断することができます。なお、この案件は、今年 3 月の総会において、農振農用地区域除外案件として、ご審議いただいたものです。

以上の案件につきましては、いずれも、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思えます。

1 番の案件について、鈴木広子委員どうぞ。

(鈴木広子 委員)

1 番の申請地は、土地造成は盛土をします。雨水は、敷地内で集水後、既設水路に排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2 番の案件について、本田貴士委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

2 番の申請地は、整地のみです。雨水は、敷地内で集水後、道路側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3 番の案件について、深谷幸子委員どうぞ。

(深谷幸子 委員)

3 番の申請地は、整地のみです。雨水は、敷地内で集水後、既設水路へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、4番の案件について、大嶋英二委員どうぞ。

(大嶋英二 委員)

4番の申請地は、整地のみです。雨水は、敷地内で集水し、道路側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5番の案件について、濱島守委員どうぞ。

(濱島 守 委員)

5番の申請地は、整地のみです。雨水は、最終柵を経由して、用悪水路へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、6番の案件について、濱島守委員どうぞ。

(濱島 守 委員)

6番の申請地は、整地のみです。雨水は、一体利用地の集水柵を経由後、道路側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、7番の案件について、近藤武委員どうぞ。

(近藤 武 委員)

7番の申請地は整地のみです。雨水は、最終柵で集水後、道路側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、8番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

8番の申請地は、切土をし、外周はコンクリートブロック積みとします。雨水は、敷地内で集水後、道路側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、9番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

9番の申請地は整地のみです。雨水は、砕石敷で自然浸透されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、10番の案件について、浅田勲委員どうぞ。

(浅田 勲 委員)

10番の申請地は、切土と盛土をします。雨水は、敷地内で集水後、道路側溝へ排水されますが、いずれにしても周辺に農地がないため、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第11、議案第3号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』の3件を上

程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(利用権設定)』をご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書16頁の3件です。内訳は、畑が6筆、田が1筆で、合計で7,056.16㎡の申請です。

借り手は、市内及び市外の方がそれぞれ1名ずつで、いずれの方も農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定します。

次に、日程第12、議案第4号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について(農振農用地利用計画変更)』の2件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について(農振農用地利用計画変更)』をご説明します。

議案書17頁の2件で、合計で1,415.91㎡の申出があり、農業委員会の意見が求められています。内容につきましては、協議会にて農政課職員より説明したとおり、農用地の周辺部で、必要性、妥当性があり、他の土地に代えることが困難な案件となります。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、神谷登委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

1番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続されていることから、農地法の許可見込みはあります。農用地周辺部であり、農

業上の土地利用に支障を及ぼす恐れがないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、神谷登委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

2番の申出地は、農用地周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号について採決します。

本議案に対する意見を市長へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号は、委員会の『意見なし』で市長に回答することに決定します。

これで、全案件の審議が終了しました。

以上を持ちまして、第693回総会を閉会します。